

# 法人の「実質的支配者」判定フロー

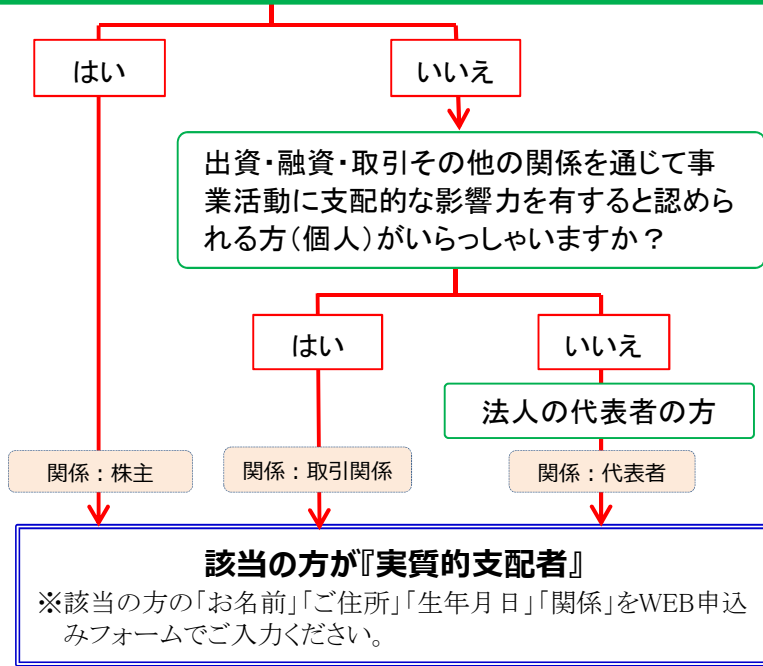
## 【資本多数決法人】

➤ 法人の25%を超える議決権を直接または間接に(\*1)保有する方(個人)がいらっしゃいますか？

## 【上記以外の法人】

➤ 法人の収益総額の25%を超える配当を直接または間接に(\*1)受ける方(個人)がいらっしゃいますか？

- ・事業経営を支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は「いいえ」に該当
- ・算定にあたっては、直接保有・間接保有の合計で判定
- ・単独で50%を超える議決権を保有または配当を受ける方がいる場合は、当該個人の方のみが該当



### 【実質的支配者とは】

- ・法人の意思決定に影響力を持つ個人の方
- ・決定権の有無については左記フローにより判定されます

### 【資本多数決法人とは】

- ・その法人の議決権が株式の保有割合に応じて与えられる法人

### 【上記以外の法人とは】

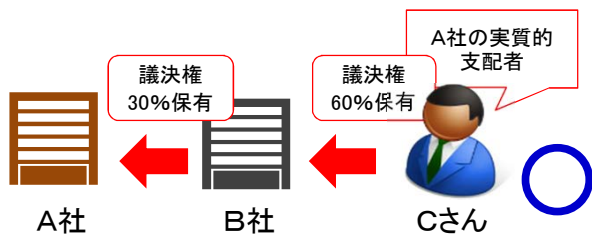
- ・主に以下の法人が該当します  
社団法人、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、合名会社、合資会社、合同会社

・「実質的支配者」に該当する方が複数存在する場合は、該当の方全員の情報が必要です。

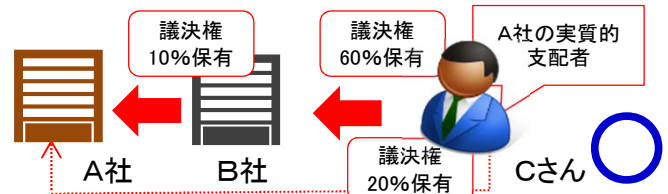
(\*1) 直接または間接に保有とは(間接保有の判定について)

➤ 他の法人の議決権(配当権)を50%超有している場合は、当該法人の議決権を有していると判定し、議決権等の保有割合に合算する

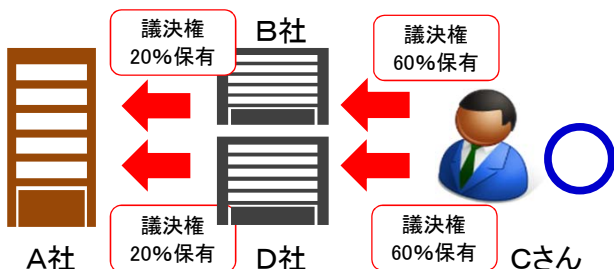
・A社の議決権の30%を保有しているB社、その議決権の50%超を保有しているCさんはB社を通じて間接的にA社の議決権を30%保有しており、**CさんはA社の実質的支配者**となります。



・A社の議決権の10%を保有しているB社、そのB社の議決権の50%超を保有しているCさんがA社の議決権も20%保有している場合は、B社を通じた間接保有10%と直接保有20%を合算して30%となるため、**CさんはA社の実質的支配者**となります。



・Cさんが議決権の50%超を保有する2社がそれぞれ20%ずつ(合計40%)議決権を有している場合、**CさんはA社の実質的支配者**となります。



・A社の議決権の30%を保有しているB社、その議決権を40%保有するCさんはA社の実質的支配者にはなりません。(他にB社の議決権を50%超有している個人がいない場合は、**A社の代表者がA社の実質的支配者**となります。)

